議案第　１２４　号

周南市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

周南市財政状況の公表に関する条例（平成15年周南市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第１条中「文書」を「事項」に改める。

第２条第１項中「５月及び」を削る。

第３条第１項中「、５月に公表する財政状況においては、前年10月１日から３月31日まで」を「公表する財政状況については、その年の４月１日から９月30日まで」に改め、同条第２項を削る。

第４条中「周南市公告式条例（平成15年周南市条例第３号）の定めるところ」を「インターネットの利用その他の方法」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（参　考）

周南市財政状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第１項の規定に基づき、同項に規定する文書（以下「財政状況」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第１項の規定に基づき、同項に規定する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。
（公表の時期） 第２条　財政状況の公表は、毎年５月及び11月に行うものとする。	（公表の時期） 第２条　財政状況の公表は、毎年11月に行うものとする。
２　（略）	２　（略）
（公表の事項） 第３条　前条第１項の規定により、５月に公表する財政状況においては、前年10月１日から３月31日までの期間における次に掲げる事項を記載するものとする。 （１）～（３）　（略） ２　前条第１項の規定により、11月に公表する財政状況においては、４月１日から９月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。	（公表の事項） 第３条　前条第１項の規定により公表する財政状況については、その年の４月１日から９月30日までの期間における次に掲げる事項を記載するものとする。 （１）～（３）　（略）
（公表の方法） 第４条　財政状況の公表は、周南市公告式条例（平成15年周南	（公表の方法） 第４条　財政状況の公表は、インターネットの利用その他の方

現行	改正案
市条例第３号）の定めるところにより行う。	法により行う。